

## ○令和3年度介護報酬改定の主な事項（経過措置）の再確認について

令和3年度の介護報酬改定では、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で、①感染症や災害への対応力強化を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、②地域ケアシステムの推進、③自立支援・重度化防止の取組の推進、④介護人材の確保・介護現場の革新、⑤制度の安定性・持続可能性の確保を図るものとされました。

その中で、令和6年3月31日までの経過措置が設けられていた事項（取組み）等については、経過措置の期限が近づいていますので、事業所での体制等の確認をお願いします。

※厚生労働省 HP：令和3年度介護報酬改定について（参照）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00034.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html)

### 令和6年3月31日までの経過措置が設けられている事項（取組み）等のまとめ

| ①感染症や災害への対応力強化     |   |
|--------------------|---|
| 感染症対策強化            | 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。<br>・施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施<br>・その他のサービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等  |
| 業務継続に向けた取組の強化（BCP） | 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。<br>介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修（厚生労働省 HP）<br><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html</a><br>大阪府 「超簡易版 BCP『これだけは！』シート（自然災害対策版）」<br><a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/bcp/tyoukannibanbcp.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/bcp/tyoukannibanbcp.html</a><br>大阪府 「超簡易版 BCP『これだけは！』シート（新型コロナウイルス感染症対策版）」<br><a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/bcp/tyoukannibanbcp_2.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/bcp/tyoukannibanbcp_2.html</a> |

## ②地域ケアシステムの推進

|                |   |
|----------------|---|
| 認知症への対応<br>力向上 | 介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員が認知症介護基礎研修を受講するための措置を義務づける。 |
|----------------|---|

## ③自立支援・重度化防止の取組の推進

|   |   |
|---|---|
| リハビリテーシ<br>ョン・機能訓練、<br>口腔、栄養の取<br>組の連携・強化 | (1)施設系サービスについて、口腔衛生管理体制加算を廃止し、基本サービスとして、口腔衛生の管理体制を整備し、状態に応じた口腔衛生の管理の実施を求める。<br>(2)施設系サービスについて、栄養マネジメント加算を廃止し、現行の栄養士に加えて管理栄養士の配置を位置付けるとともに、基本サービスとして、状態に応じた栄養管理の計画的な実施を求める。入所者全員への丁寧な栄養ケアの実施や体制強化等を評価する加算を新設し、低栄養リスク改善加算は廃止する。 |
|---|---|

## その他の事項

|              |   |
|--------------|---|
| 人権擁護<br>虐待防止 | 障害福祉サービスにおける対応も踏まえ、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。 |
|--------------|---|